

(仮称)中野区犯罪被害者等支援条例の検討について

犯罪被害者は、ある日突然犯罪や事故に巻き込まれ、生命を奪われたり負傷するだけでなく、捜査や裁判といった手続きや、身体的、精神的、経済的に過酷な状況に置かれるなど、日常生活が困難になるケースが少なくない。区では、平成20年度から犯罪被害者等相談窓口を設置し、専門の相談員を配置し支援に取り組んできたほか、被害者やその家族の家事・育児・介護を行う緊急生活サポート事業を実施するなど、被害者に寄り添った支援を行ってきた。

今回、区としての犯罪被害者に対する基本姿勢を明らかにしながら、必要とされる支援内容の充実や啓発活動の活性化を図り、被害に遭われても不安なく中野区で暮らし続けることのできる包括的なケア体制の推進を図るため、(仮称)犯罪被害者等支援条例について、以下のとおり検討を進めることとする。

1 条例の目的と基本理念(案)

(1) 目的

犯罪被害者等支援について区の基本理念を定め、区及び区民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益を保護し、区民が安心して暮らせる地域社会を実現する。

(2) 基本理念

- ・犯罪被害者等の支援は、人としての尊厳が重んじられるよう、配慮しながら行うものとする。
- ・被害に遭われた方が再び平穏な生活を営むことができるよう、被害者の置かれている状況や様々な事情に応じて、身近な自治体として必要とされる適切な支援を切れ目なく行っていく。
- ・犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を害することのないように支援するほか、二次的被害の防止にも配慮するものとする。

2 条例に盛り込む主な内容(案)

- (1) 目的、基本理念
- (2) 区の責務、区民等の責務
- (3) 支援施策(経済的支援、生活支援等)
- (4) 区民への理解促進(二次的被害の防止等)

3 今後のスケジュール(予定)

令和元年	9月	関係者懇談会の開催
	10月上旬	「条例の考え方」の報告(厚生委員会)
	11月上旬	意見交換会の実施
	12月上旬	意見交換会の結果と「条例に盛り込むべき 主な内容(案)」の報告(厚生委員会)
	12月～令和2年1月	パブリック・コメント手続の実施
令和2年		第1回定例会に条例案を提出